

第33回全国市民オンブズ 兵庫・尼崎大会

消防デジタル・活性炭談合問題 — 「間販」も自治体が追及の流れ 確定

間販 約67億円が自治体に返還された。きっかけは市民の追及

内田隆（全国市民オンブズマン連絡会議）

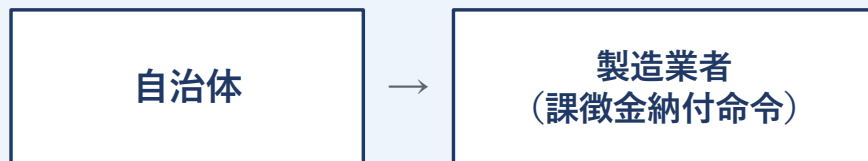
2026年9月13日 尼崎市中小企業センター

本報告の要点（談合）

- 1 直接契約していない「間販」でも、損害を回復できる
- 2 間販 約67億円が自治体に返還された
- 3 きっかけは市民の追及。住民監査請求・住民訴訟の出番

「間販（かんぱん）」とは

直販 — 製造業者と直接契約



契約の相手方＝課徴金納付命令を受けた企業

契約書の約定損害金条項（10～20％）をそのまま適用できる。請求は比較的容易。

間販 — 製品を扱う業者と契約



製造業者は契約の相手方ではない（気脈を通じた関係）

契約条項が適用されない。
損害賠償を得るには、**ほぼ裁判が必要**。

間販では、①契約先が製造業者と気脈を通じていたこと（不法行為）と、②損害額の双方を立証する必要がある。自治体は訴訟をやりたがらないため、住民訴訟の出番となる。

消防デジタル談合とは

- 公取委が製造業者5社に課徴金納付命令
- 富士通ゼネラル・沖電気・日本電気・日本無線・日立国際
- 直接契約（直販）だけでなく、間販が多かった

出典：レジュメ「消防デジタル談合事件＋活性炭談合が問うもの」2026年9月

間販の裁判は、何が大変か

- ①契約先が5社と気脈を通じていた証明
- ②それだけでは足りず、損害額の立証も必要
- 自治体はやりたがらない → 住民訴訟の出番

出典：同レジュメ

何を証拠にしたか

- 公取委が裁判に提出した調書入手
- 損害額は、談合によらない落札率をもとに主張
- 最後は民事訴訟法248条で裁判所が職権判断

出典：同レジュメ

裁判官によって、こんなに違う

中津川市の住民訴訟

- 岐阜地裁判決は1.58%
- 高裁で2%で和解

岐阜市（同じ代理店）

- 東京地裁で11.42%で和解

間販訴訟の平均和解率は10%以下。直販より大幅に低い

出典：同レジュメ

消防デジタル間販 ― 自治体が取り戻した額

区分	自治体数	回復額
富士通ゼネラル 間販訴訟で和解	16	約6億4254万円
富士通ゼネラル 訴訟なしで納入	19	約4億2057万円
富士通ゼネラル以外 間販訴訟で和解	27	約4億1468万円
合 計	62	約14億7779万円

出典：同レジュメ／消防デジタル集約（2026年9月2日）※合計は各区分の合算

活性炭談合 ― 全件が「間販」

- 公取委が製造業者12社に課徴金納付命令
- 61の自治体が、その製品を扱う業者と契約
- つまり、全件が間販だった

出典：レジュメ「消防デジタル談合事件＋活性炭談合が問うもの」2026年9月

全国オンブズが動いた

- 2020年9月 第27回全国大会で「活性炭談合追及」呼びかけ
- 以後、毎年アンケート調査を実施
- 多くの自治体が業者に請求し、損害を回復させた

出典：同レジュメ

活性炭間販 ― 自治体が取り戻した額

区分	自治体数	回復額
間販 判決	2	約23億6987万円
間販 提訴して和解	26	約28億426万円
間販 訴訟なしで納入	6	約5031万円
合 計	34	約52億2444万円

判決確定：石巻地方広域水道企業団（仙台高裁）・茨城県（東京高裁）※合計は各区分の合算

間販 自治体が取り戻した額

約 **67** 億円

消防デジタルと活性炭をあわせた損害回復額
96の自治体が、談合企業から取り戻した

出典：同レジュメの各区分を合算（14億7779万円＋52億2444万円）

課題と対策

- 違約金条項を免れるための「間販」が一般化
- 間販にも効く違約金条項が必要
- 住民監査請求・住民訴訟による監視を続けるしかない

出典：同レジュメ

まとめ

- 「間販」でも、取り戻せる
- 約67億円が自治体に返った
- きっかけは、市民の追及だった
- 裁判官を談合訴訟に慣れさせる